

# 災害時における被害情報等報告要領

## 1 目的

この要領は、災害時における被害情報等の報告について、適切な運用を図るため、必要な事項を次のとおり定めるものとする。

## 2 用語の定義

本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」の定めるところによる。

## 3 報告基準

- (1) 鳥取県地域防災計画別表「配備動員表」に示す警戒体制又は非常体制に該当するとき。
- (2) 災害による被害等が発生し、県危機管理部が必要と認めるとき。
- (3) 災害が発生するおそれがある場合で、県危機管理部又は各総合事務所（東部圏域においては東部地域振興事務所）が必要と認めるとき。

## 4 報告方法

- (1) 随時報告（※随時報告を基本とする）

随時報告について、県関係課および各市町村は総合防災情報システムで報告することを基本とする。

### ① 随時報告（クロノロジ報告）

覚知した情報のうち緊急性の高い情報については、総合防災情報システムのクロノロジ機能により随時入力し共有するものとする。

### ② 随時報告（被害情報報告）

現場の確認などにより確定した被害情報は、総合防災情報システムの被害情報管理機能により随時入力するとともに緊急性が高く、直ちに県危機管理部に報告すべき次に掲げる被害情報は、その旨を県危機管理部へ電話（0857-26-7950）により報告するものとする。なお、県関係課は緊急性が高い被害情報以外は（2）定時報告による報告で差し支えない。

（特に緊急性が高い情報の例）

- ・市町村災害対策本部の設置
- ・人的被害
- ・住家被害
- ・孤立集落の発生
- ・ため池の決壊
- ・救助事案
- ・河川堤防の決壊、橋の崩落、河道閉塞
- ・道路通行止め、車両滞留
- ・非住家（公共施設及び設備）の被災
- ・その他応援必要な事象
- ・その他社会的影響が大きいもの

- (2) 定時報告

定時報告については被害情報のとりまとめ及び内容確認のため、県危機管理部からの定時報告依頼に記載された時点で公開前提の確定情報（報道提供用の情報）を定時報告するものとする。県関係課は庁内LAN（災害情報DB）により、各市町村は総合防災情報システムにより報告することを基本とする。各市町村については、被害又は更新があった場合のみ総合防災情報システムにより報告するものとし、被害又は更新がない場合はその旨を県危機管理部へ電話（0857-26-7950）又は電子メールにより報告するものとする。なお、定時報告の時刻は下記を基準として発生の都度、県危機管理部が設定する。

- ・9時00分
- ・15時00分

（公開前提の確定情報（報道提供用の情報）の例）

- ・人的被害
- ・住家／非住家被害
- ・避難情報
- ・孤立情報
- ・災害対策本部等体制情報
- ・その他（公共土木被害、農林水産関係被害、公共交通機関の運行状況、臨時休校等の状況など）

(3) 報告方法整理表

	随時報告 (クロノロジ報告)	随時報告 (被害情報報告)	定時報告
各市町村	総合防災情報システム (クロノロジ機能)	総合防災情報システム (被害情報報告機能)	総合防災情報システム (定時報告機能)
県関係課	総合防災情報システム (クロノロジ機能)	総合防災情報システム (被害情報報告機能) *1	庁内LAN (災害情報DB) *2

\*1…緊急性が高い被害情報以外は定時報告による報告で差し支えない。

\*2…庁内LAN (災害情報DB) の資料添付場所は、その都度、県危機管理部が通知するものとする。

(4) システム障害等発生時の対応について

各市町村は、システム障害等で総合防災情報システムの利用ができないときは、(1)(2)の規定にかかわらず電子メールにより報告を行うものとする。この場合における被害情報の報告先は、下記の<メール報告先>のとおりとする。また、被害情報報告に用いる様式は下記の<報告様式>のとおりとする。ただし、被災状況により、「4 報告方法」による報告ができない場合には、迅速性を最優先し、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

<報告様式>

被害項目	様式
災害対策本部等の設置状況	様式第1号
避難所開設状況及び避難者の状況	様式第2号
避難情報等の発令状況	様式第3号
人的被害の発生状況	様式第4号
住家被害の発生状況	様式第5号
非住家被害の発生状況	様式第6号
孤立集落の発生状況	様式第7号
上記以外の被害	任意様式

<メール報告先>

市町村	報告先	
	メール (宛先)	メール (cc)
鳥取市、岩美町、若桜町、 智頭町、八頭町	県危機管理部 saigaijohou@pref. tottori. lg. jp	東部地域振興事務所 toubu_saigai@pref. tottori. lg. jp
倉吉市、三朝町、湯梨浜町、 琴浦町、北栄町		中部総合事務所県民福祉局 chubu_saigai@pref. tottori. lg. jp
米子市、境港市、日吉津村、 大山町、南部町、伯耆町		西部総合事務所県民福祉局 seibu_saigai@pref. tottori. lg. jp
日南町、日野町、江府町		西部総合事務所日野振興センター 日野振興局 hino_saigai@pref. tottori. lg. jp

5 報告手続

(1) 「3 報告基準」に該当する災害が発生した場合は、県危機管理部は電子メール及び防災行政無線ファクシミリにより、県関係課及び各市町村に対して、被害情報の報告を依頼するものとする。(県各部局等防災主管課に

も参考送付する。)

- (2) (1) の依頼を受けた県関係課及び各市町村は、県危機管理部に被害情報を報告するものとする。報告方法については「4 報告方法」を参照する。なお、各市町村にあつては、総合防災情報システム上で行なわれる定時報告依頼により定時報告作業を行うものとする。
- (3) 県危機管理部は、(2) の報告を集計した場合、速やかに関係機関と被害情報を共有（手法は県関係課については(2)と同様。市町村については電子メールによる。）し、消防庁報告基準に該当する場合は、直ちに消防庁に報告するものとする。
- なお、集計結果は、原則として報道機関へ提供するものとするが、状況に応じて要点を県ホームページに掲載すること等により代える場合もある。

## 6 被害情報の報告内容及び報告対象機関

被害情報の報告内容及び報告対象機関は別添1のとおりとする。また、被害情報の報告における関係機関の連絡先は別添2のとおりとする。

## 7 報告に際しての留意事項

- (1) 報告に当たっては迅速性を最優先とし、総合防災情報システムによる随時報告を基本とする。定時報告においては報告期限を厳守すること。（確認がとれていない事項については、クロノロジ登録までに留めて確認が取れ次第、被害情報へ入力すること）
- (2) 各消防局が人的被害、住家被害、非住家被害及び孤立集落の発生について覚知したときは、原則、災害発生現場が所在する市町村に情報提供することとし、情報提供を受けた市町村は、被害状況の確認をした上で県危機管理部へ報告すること。ただし、消防庁への報告が必要となるなど重大な被害の場合、特に迅速な対応が求められる場合はその限りではない。
- (3) 報告に当たっては、以下の参考資料に記載された内容を熟知の上、報告すること。

<参考資料>

- 1 災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）
- 2 災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用（平成24年3月9日消防防第49号）
- 3 火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）

附則 この要領は、平成31年3月20日から施行する。

附則 この要領は、令和元年7月25日から施行する。

附則 この要領は、令和2年5月11日から施行する。

附則 この要領は、令和3年5月7日から施行する。

附則 この要領は、令和3年5月20日から施行する。

附則 この要領は、令和3年12月10日から施行する。

附則 この要領は、令和5年11月14日から施行する。

附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。